

新旧対照表

【輸入通関事務処理体制について（平成12年3月31日蔵関第247号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>輸入通關事務の基本的な処理体制を下記のとおり定め、平成12年4月1日から実施することとしたので了知されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p>輸入通關事務の基本的な処理体制を下記のとおり定め、平成12年4月1日から実施することとしたので了知されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p>
<p>第1 基本的な審査方法等 (省略) 受付管理事務 1 (省略) (1)~(3) (省略) (4) <u>経済連携協定において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の限度額を管理するための品名、申告価格等の確認</u> (引取申告の場合を除く。) (5) (省略) 2 (省略) (省略) 第2~第7 (省略)</p>	<p>第1 基本的な審査方法等 (同左) 受付管理事務 1 (同左) (1)~(3) (同左) (4) <u>特惠対象物品の限度額等を管理するための品名、申告価格、申告数量等の確認</u> (引取申告の場合を除く。) (5) (同左) 2 (同左) (同左) 第2~第7 (同左)</p>